処　分　基　準

平成28年７月５日作成

法　　令　　名：行商従業者証等の様式の承認に関する規程
根　拠　条　項：第７条
処 分 の 概 要：行商従業者証等の様式の承認の取消し
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 行商従業者証等の様式の承認に関する規程第１条（承認を受けることができる団体）、第５条（資料の提出）、第６条（作成・交付事業の廃止の届出）
処　分　基　準： 行商従業者証等の様式の承認に関する規程第７条各号に該当する場合、以下のようなとき等を除き、承認を取り消すこととする。 １　次のような帰責事由がない場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき。（同条第１号） ・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が古物営業法第４条第１号から第５号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 ２　資料を提出しなかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を提出することができ、現に提出しようとしているとき。（同条第２号） ３　資料を届け出なかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を届け出ることができ、現に届け出ようとしているとき。（同条第３号）
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課 許認可管理係（025-285-0110 内線 3031）
備　　考：